

**参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の
提出を求める公示**

平成30年2月5日
近畿地方整備局長
池田 豊人

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本件は、近畿地方整備局管内における公共工事において発生する建設副産物の適正処理及び建設発生土の工事間利用促進のため、WEB オンラインシステムにより建設副産物及び建設発生土に関する情報を提供するものである。

建設副産物・建設発生土等の情報は、工事施工時における重要な情報であるため、網羅的に収集され、かつ速やかに提供される必要がある。

このことから、本件の遂行にあたっては、技術的要件等を兼ね備えている特定の法人を契約の相手方とする契約手続を行う予定としているが、当該特定の法人以外の者で、下記の応募要件を満たし、本件の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、応募者がいない場合もしくは、4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定の法人との契約手続に移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定の法人と当該応募者に対して企画競争による企画提案書の提出を要請する予定である。

2. 概要

- (1) 件名 建設発生土等情報提供業務
- (2) 作業内容
 - 建設発生土に関わる情報提供
 - 建設副産物に関わる情報提供詳細は説明書を参照下さい。
- (3) 履行期間 平成30年4月2日～平成31年3月29日
- (4) 履行場所 大阪府大阪市中央区大手前1-5-44他 近畿地方整備局管内

3. 目的

本件は、建設発生土及び建設副産物の有効利用を促進するため、近畿地方整備局管内において、直轄工事及び他の公共機関が発注する工事の建設発生土の搬出・搬入に関する情報と、建設副産物の排出計画・実績、受け入れ可能な再資源化施設及び最終処分場に関する情報を近畿地方整備局の各発注機関に提供することを目的とする。

4. 応募要件

1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- ② 競争参加資格（全省庁統一資格）
平成 28・29・30 年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の近畿地域の競争参加資格を有する者であること。
- ③ 参加意思確認書の提出期限の日から開札日までの期間に近畿地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。
- ④ 参加意思確認書を提出しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当該者間で連絡をとることは、近畿地方整備局随意契約見積心得第 5 条第 2 項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

1. 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社または子会社の一方が更生会社または更生手続が存続中の会社である場合は除く。

（ア）親会社と子会社の関係にある場合

（イ）親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

2. 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし（ア）については、会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。

（ア）一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

（イ）一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

3. その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記 1 又は 2 と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

- ⑤ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

2) 技術力に関する要件

公共事業に係わる情報について WEB オンラインシステムによりの確に提供を行えること。

3) 中立性・公平性に関する要件

中立・公平性を保つための規定が社則等に明記され、社員等に周知し厳格に運用していること。

4) 守秘性に関する要件

社内規則等において、守秘義務の遵守及び違反した場合の規定があること。

5) 執行体制に関する要件

システムユーザのためのヘルプデスクを設置し、問い合わせ対応を行う体制を構築できること。また、24 時間体制のシステム監視機能を配備してシステム監視を行うとともに、システム障害が発生した場合には、早急に原因調査、復旧作業を行う体制がとれること。

6) 実績に関する要件

下記に示される同種又は類似の実績について、平成 20 年度以降に完了した案件（平成 29 年度完了予定も対象に含む）（再委託による実績は含まない）において、1 件以上の実績を有していなければならない。

- ① 同種案件：公共事業における建設副産物及び建設発生土に係わる情報をWEBオンラインシステムにより情報提供する業務
- ② 類似案件：公共事業に係わる情報をWEBオンラインシステムにより情報提供する業務

5. 手続等

(1) 担当部局

〒540-8586 大阪府大阪府中央区大手前 1-5-44
大阪合同庁舎第 1 号館
近畿地方整備局 総務部 契約課 購買第二係
電話 06-6942-1141 F A X 06-6943-7834

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

平成 30 年 2 月 5 日（月）から平成 30 年 2 月 15 日（木）までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日 10 時 00 分から 16 時 00 分まで。(1)に同じ。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

平成 30 年 2 月 15 日（木）16 時 00 分 (1)に同じ。持参、または郵送（書留郵便等記録が残るもの）とする。

6. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 5(1)に同じ。

(3) 当該応募者に対して企画競争実施のための企画提案書の提出を要請する際の提出期限：平成 30 年 3 月 12 日（月）16 時 00 分

(4) 本業務は、平成 30 年 4 月 2 日から履行を開始するものとする。

本業務にかかる年度開始前の見積り徴取時は、契約相手方の決定を保留とした上で、契約の予定者を決定するものであり、契約相手方の決定及び契約締結は平成 30 年 4 月 2 日とする。

なお、本業務は、平成 30 年度予算が成立し、支出負担行為計画示達がなされることを条件とした見積徴取であり、当該業務にかかる平成 30 年度の予算が成立し支出負担行為計画示達日が 4 月 3 日以降となった場合は、契約の相手方の決定及び契約締結は支出負担行為計画示達日とする。

また、暫定予算となった場合は、予算措置が全額計上されているときは全額の契約とするが、全額計上されていないときは、本予算成立までの間について、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみ契約とする。

(5) 詳細は説明書による。